

有十七 一糶蓋 一筵木綿袋、繩袋、敷布、上戸炭ふるい、摺鉢、草ぼうき、大いがき、箕升、土鍋、かゝる杓、大杓子、折敷、一薪

右加茂江運送之御道具、但シ新調之事、

〔日本山海名産圖會〕釀具

半切二百枚餘各一ツ仕、廻に充る、酏おろし桶二十本餘、三尺桶三本餘、から白十七八棹、麴盆四百枚餘、甑はかならず薩摩杉のまさ目を用、木理より息の洩る、をよしとす、其餘の桶は板目を用ゆ、袋は十二石の酏かに三百八十位、薪入用は一酏にて百三十貫目餘なり、

〔童蒙酒造記〕道具名之事

- 一 渡しとは大桶の事也
- 一 一五寸とは五尺五寸の事也
- 一 七寸とは三尺七寸の事也
- 一 細高せなとは口窄く長け高き桶の事
- 一 壺臺とは元卸の桶の事
- 一 吹貫甑とは井樓甑の事、底なし、
- 一 次輪つぎわとは甑に次輪の事なり
- 一 小狙とは甑の穴に當る物也、又猫といふ
- 一 口桶とは樋の口桶の事
- 一 揚桶とは酏持桶の事
- 一 手様なまとは手有桶の事
- 一 食様とは食運ふ桶の事
- 一 一切様とは水斗升之事
- 一 搔桶とは食を取桶之事
- 一 突起つぎあしとは食起す籠の事
- 一 奔はしりとは樋の口に置て雫を受る物也
- 一 突揚とは押木を押る鐘木也
- 一 桶休めとは様桶を置臺也
- 一 掠摩とは底の酒を取器物也
- 一 權とは酒を搔道具なり
- 一 元權とは元搔籠也

〔享保集成絲綸錄 四十九〕寛永八申年五月略 中